

令和8年度 富山県困難な問題を抱える女性居場所提供支援事業費補助金 公募要領

1 目的

困難な問題を抱える女性とそのこどもは、DV被害、性被害、家庭関係の問題、生活困窮、社会的孤立など複合的な課題を抱えることが多く、公的支援につながりにくい状況がある。本事業は、民間団体の専門性や柔軟性を活かし、安心して過ごすことのできる居場所の提供や相談支援を行うことにより、支援対象者の自立に向けた切れ目ない支援体制の強化を図ることを目的とする。なお、本事業は試行的に実施するモデル事業とし、事業効果を検証しながら実施します。（※この事業は、国の補助金を財源の一部として実施します。）

2 事業の概要

(1) 支援対象者

富山県内に住むDV被害、性的な被害、家庭の状況その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性とそのこども

(2) 事業内容

- ・アウトリーチ支援（夜間の見回り等による相談支援）
- ・居場所の提供（一時的な居場所の提供による支援）
- ・自立支援（一定期間継続的な支援が必要な方への自立に向けた支援）
- ・ステップハウス（生活支援や就労支援等を受けながら居住できる場所の提供）
- ・関係機関連携会議（県主催）への参加

(3) 補助率

10分の10

(4) 補助上限額

1団体あたり 3,000,000円以内※公募状況により変更する可能性があります。

(5) 採択予定数

2団体程度

(6) 事業期間（補助対象期間）

令和8年6月1日～令和9年3月31日

※この期間内に実施した事業であって、交付決定後の事業実施に係る経費を補助対象とします。

3 応募資格

富山県内に活動の拠点をもち県内で活動する民間団体等（社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人等）を対象としますが、次の基準をすべて満たす必要があります。

- (1) 団体の運営に関する規則、会則等に則り、困難な問題を抱える女性支援に係る事業を的確に遂行できると認められる団体であること。
- (2) 事業の成果報告（収支計算、区分経理）ができること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

4 事業実施体制に関する要件

次の体制を満たさない場合は不採択とします。

- (1) 支援責任者を配置していること。
- (2) 女性支援又は福祉分野の経験を有する職員を配置していること。
- (3) 緊急時対応（夜間・休日含む）の連絡体制を確保していること。
- (4) 関係機関（行政、警察、医療機関等）との連携体制を有すること。
- (5) 居場所の提供及びステップハウスについて、それぞれ1世帯以上受け入れ可能な体制を有していること、又は県が定める事業開始時期までに受入体制が整備できること。民間賃貸住宅の借り上げ、自団体が所有・賃借する施設の活用など、形態は問わない。民間賃貸住宅を借り上げて実施する場合は、当該住宅の利用目的について、賃貸者（貸主）にあらかじめ明示すること。
- (6) 安全確保（防犯対策、利用者のプライバシー保護）に関する措置を講じていること。

5 事業内容及び実施方法

以下の（1）～（4）の事業を全て実施すること（既存事業の活用も可とする。ただし、必ず新規・充実の要素を含めること）。複数の団体が協力し、グループとして申請することも可とする。その場合はすべての団体が「3応募資格」の条件を満たすこととし、代表する1団体が申請者となり、複数団体による役割分担等を明記の上申請すること。1団体（単独、グループを問わず）につき複数の申込は不可とします。

(1) アウトリーチ支援

困難な問題を抱える女性の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、家に帰れずにいる困難な問題を抱える女性に対する声掛けや相談支援の実施や、ICTを活用したアウトリーチ支援（検索連動広告を活用したデジタルアウトリーチやSNS等の書き込み調査を踏まえたアウトリーチ等）を実施すること。また、出張相談など支援対象者の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行うこと。

※ アウトリーチ支援の際に緊急的な支援が必要となった場合は、富山県女性相談支援センター等と連携の上、必要なサービスにつなぐこと。

(2) 居場所の提供

身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施すること。

① 居場所の提供期間

居場所の提供は一時的な保護（1日から2日程度）を原則とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、引き続き居場所での支援を実施することができることとします。なお、保護が2週間を超える場合は、自立支援計画（参考様式）を策定すること。

② 居場所の提供体制

ア 居場所の提供に当たっては、利用者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有し、夜間を含め、速やかに利用者との連絡が取れる体制を確保すること。ただし、利用者が未成年者であって、夜間における一時的な保護が必要な場合は、支援員による相談、見守りの体制を確保すること。

イ 困難な問題を抱える女性の中には、性暴力や虐待等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、特に個別の対応が必要な困難な問題を抱える女性を受け入れる場合には、女性支援事業や社会福祉事業に従事した経験のある者等を個別対応職員として配置した上で、きめ細かな支援を提供すること。

③ 利用者の負担

支援が長期化する場合、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画（参考様式）において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿を整備しなければならない。

④ 留意事項

- ア 居場所を提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とすること。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。
- イ 居場所で支援した後、自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、市町村等の福祉事務所につなぐこと。既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳の交付等）を利用している者を居場所で支援した場合は、既福祉サービス提供市町村に連絡し、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。
- ウ 居場所で長期にわたって支援する場合の自立支援計画（参考様式）の策定に当たっては、事前利用者と話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。
- エ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや、感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。

(3) 自立支援

① 自立に向けた支援

累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者については、自立支援計画（参考様式）に基づき、自立に向けた以下の支援を実施する。（ア～オの全てを実施すること。）

- ア 利用者の新たな居住地に関して、利用者に対し情報提供や助言を行い、併せて関係機関への同行支援及び連絡調整等を図ること。
- イ 利用者が自立して生活するために、就業や就学についての情報提供や助言を行い、ハローワークなど関係機関への同行支援及び連絡調整等を図ること。
- ウ 生活資金を確保するための福祉サービス（生活保護等）についての情報提供や助言を行い、市町村など関係機関への同行支援及び連絡調整等を図ること。
- エ 性暴力被害や虐待等による心理的ケアや感染症検査等が必要となる利用者については、医療機関と十分な連携を図った上で支援すること。
- オ その他、利用者の自立に向けて必要な支援を行うこと。

(4) ステップハウス

自立支援計画に基づき、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援や就労支援等を受けながら一定期間居住できる場所を提供する支援を以下により実施すること。

① 提供期間

ステップハウスの提供は中期的な支援とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、引き続きステップハウスでの支援を実施することができるものとする。

② 提供体制

ステップハウスとして提供する住宅は、日常生活に支障がないよう必要な設備を有するとともに、利用者の保健衛生及び安全について十分配慮されたものとする。

③ 利用者負担

居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿を整備しなければならない。

④ 留意事項

ア ステップハウスを提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とすること。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や女性相談支援センター、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。また、事前に事業の目的、実施期間、当該住宅における生活上の安全面についての留意点や緊急時の連絡方法等について、利用者と十分話し合うこと。

イ ステップハウスで支援した後、地域での自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、当該ステップハウスの所在地又は利用者の居住地の市町村が、利用者に提供する福祉サービスの実施機関として、必要な支援を行うこと。

ウ 既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳の交付等）を利用している者をステップハウスで支援した場合は、ステップハウスの所在地の市町村につないだ上で、当該市町村が既福祉サービス提供市町村と必要な調整等を行うことにより、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。

エ ステップハウスで支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、女性相談支援センターは、当該計画策定への助言や策定会議への出席等により、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等との間で利用者に関する情報を共有するとともに、当該計画内容の的確性を確認すること。

6 各事業共通の留意事項

(1) 支援における連携

各事業の実施に当たっては、女性相談支援センターや行政機関、他の民間団体、その他関係機関等と密接に連携を図ること。

(2) 関係機関連携会議への参加

富山県が設置する関係機関連携会議に参加し、困難な問題を抱える女性に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証など、関係機関と連携し、情報共有を図ること。（会議は2か月に1回程度を予定）

(3) 活動記録の作成と保管

事業実施に当たっては、支援の実施状況を確認できるよう、活動日、支援人数、支援内容等について活動記録を作成し、事業終了後5年間保管するものとし、富山県の求めに応じ開示すること。

(4) 個人情報の適切な管理

個人情報の保護に関する法律に準拠し、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失等の事故の防止、適切な管理のために必要な措置を講じること。

7 交付対象経費

補助金の交付対象及び額は以下のとおりとします。

事業	補助対象経費	補助金の額
アウトリーチ支援	事業実施に必要な ・人件費（賃金、報償費、謝金、旅費） ただし他の業務と兼任する場合は経費から差し引くこと。 ・需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、食糧費） ※消耗品は10万円以下 ・役務費（通信運搬費等） ・使用料及び賃借料 ・備品購入費（30万円以下）	補助対象経費の 10分の10 1申請につき 300万円を上限とする。
居場所の提供		
自立支援		
ステップハウス		

※ 金額や対象経費については、富山県において審査を行い変動する可能性があります。

※ 他の補助金、助成金等の補助を受けて実施している事業は本事業の補助対象外とします。
ただし、事業を明確に切り分けられる場合は、この限りではありません。

8 応募方法等について

(1) 応募方法

富山県厚生部こども家庭室こども未来課まで電子メール又は郵送で提出（団体印・代表者印等は押印不要）※なお、提出いただいた応募書類はお返ししません。

(2) 応募書類

- ① 富山県困難な問題を抱える女性居場所提供支援事業費補助金応募書（様式第1号）
- ② 所要額調（様式第2号）
- ③ 実施計画書（様式第3号）
- ④ 団体調書（様式第4号）
- ⑤ 施設等状況調書（様式第5号）
（※応募時点で未整備の場合は整備予定の旨を明記すること）
- ⑥ 定款、寄付行為、会則、又はこれに代わるもの（様式は任意）
- ⑦ 応募団体等に係る前年度の事業報告書、決算書類（収支決算書、貸借対照表など）
（※新たに団体等を立ち上げる場合は団体構成員の支援経歴等が分かる書類）
- ⑧ 応募事業を理解するため参考となる資料（団体等のパンフレットなど：任意）

9 応募期限

令和8年6月12日（金）17時（必着）

10 質問の受付及び回答

募集について質問がある場合は、質問書（様式第6号）を提出してください。電話及び口頭による質問は受け付けません。

(1) 提出方法

電子メール

※件名は「【質問書】困難な問題を抱える女性居場所提供支援事業費補助金」として
ください。

(2) 提出先

富山県厚生部こども家庭室こども未来課（「16 提出・問合せ先」を参照）

(3) 提出期限

令和8年6月2日（火）17時まで

(4) 回答

受け付けたすべての質問及びそれらに対する回答は、令和8年6月5日（金）までに、県のホームページに掲載します。

11 選定方法・選定基準について

(1) こども家庭室こども未来課にて事業内容の書面審査を行い、応募のあった事業の採択・不採択についての選定を行います。選定に当たっては個別に事業内容の確認のため、ヒアリングをさせていただくことがあります。選定結果は個別に選定結果（採否）のみ通知します。

※補助金交付対象事業者の決定に係わる審査等の経過、審査結果等に関する問合せには原則として応じません。

(2) 選定にあたっては、以下の選定基準を重視し、総合的に評価し、予算上の制約も考慮したうえで、決定します。

- ① 困難な問題を抱える女性支援やDV被害者支援等に資する事業として貢献度が高いか。
- ② 事業計画に具体性と実現可能性があるか。
- ③ 提案した事業を遂行できる確実性（組織体制や困難な問題を抱える女性支援及びDV被害者支援又はそれに類する活動実績等）があるか。
- ④ 事業内容や事業規模に見合った経費見積もりか。

12 事業の実施

応募した民間団体と県が連携・協力し、速やかに選定された事業に着手します。選定された事業の団体の代表者は、補助金交付申請書（富山県困難な問題を抱える女性居場所提供支援事業費補助金交付要綱様式）により補助金の交付申請をしてください。なお、事業の内容、実施期間、事業費等は、検討のうえ変更・修正される場合があります。

13 事業実施後の完了報告等

事業完了後に実績報告書を提出していただきます。

取り扱った個々の相談や支援の内容については、各団体において記録した書類を5年間保管してください。なお、実施した事業の内容については、県が開催する研修会等の場において、出席のうえ報告を求める場合があります。

14 情報公開

県では、事業の「公正性」、「透明性」を高めるため、企画提案の募集から事業の決定、実績報告までの過程を公開します。

15 留意事項

- (1) 応募時点で居場所・ステップハウスが未確保の団体は、選定結果後、確保状況を随時県へ報告してください。
- (2) 事業開始時期までに居場所・ステップハウスの受入体制が整備されない場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (3) 補助金の交付決定後においても公募要領「3応募資格」及び「4事業実施体制に関する要件」を満たしていないことが判明した時は交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

16 応募書提出先・問合せ先

富山県厚生部こども家庭室 こども未来課 家庭福祉担当 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 TEL 076-444-3209（直通）、FAX 076-444-3493 Mail akodomokatei@pref.toyama.lg.jp
